## 人間文化研究機構国文学研究資料館運営会議規則

平成 1 6年 4 月 2 0 日 規 則 第 2 号 改正 平成 2 2 年 3 月 2 5 日 改正 平成 2 4 年 3 月 2 2 日 改正 平成 2 9 年 6 月 2 7 日 改正 令和 4 年 1 月 2 6 日

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構大学共同利用機関運営会議 規程第2条第2項及び第7条に基づき、人間文化研究機構国文学研究資料館(以下「当 館」という。)の運営会議の組織及び運営について定めることを目的とする。

(任務)

- 第2条 運営会議は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1)館長候補者選考に関する事項
  - (2) 当館の研究教育職員人事に関する事項
  - (3) 当館の研究及び教育に関する重要事項
  - (4) 当館の事業計画その他管理運営に関する重要事項

(組織)

- 第3条 運営会議の委員は、22名以内とし、次に掲げる委員で組織する。ただし、委員 の過半数は第3号に該当する者とする。
  - (1) 副館長
  - (2) 当館の職員で機構長が指名する者
  - (3) 当館の職員以外の有識者で、機構長が指名する者

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(議長及び副議長)

- 第5条 運営会議に議長及び副議長各1人を置く。
- 2 運営会議の議長は、委員のうち当館の職員である者のうちから、副議長は、委員のうち当館の職員以外の者のうちから、それぞれ運営会議において選出する。
- 3 議長は、運営会議の会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第6条 運営会議は、館長の求めに応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

- 第7条 運営会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、外国出張等海外渡航中の場合には、委員の数に含めない。
- 2 委員の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 運営会議の庶務は、管理部総務課総務係において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は運営会議において定める。

附則

- 1. この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2.この規則の施行後において、最初の委員に係る任期は、第4条の規定にかかわらず、 平成18年3月31日までとする。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。